

報告第12号

債権の放棄について

小浜市債権管理条例（令和4年小浜市条例第24号）第17条第1項の規定により、別紙のとおり債権を放棄したので、同条第2項の規定により報告する。

令和8年8月26日 提出

小浜市長 杉 本 和 範

別紙

債権の 名 称	所管課	放棄 事由	人数 (人)	件数 (件)	金額 (円)	放 棄 年月日
水道料金	上下水道課	第 1 号	1	1	4,579	令和 8 年 3 月 31 日
		第 5 号	1	3	23,375	令和 8 年 3 月 31 日
		第 7 号	2	3	24,299	令和 8 年 3 月 31 日
簡易水 道料金	上下水道課	第 1 号	1	3	23,580	令和 8 年 3 月 31 日
漁業集 落排水 使用料	上下水道課	第 5 号	1	1	3,850	令和 8 年 3 月 31 日
合 計			6	11	79,683	

放棄事由の概要

小浜市債権管理条例第 17 条第 1 項

第 1 号 債務者が生活保護受給者またはこれに準ずる生活困窮状態

第 2 号 破産免責等

第 3 号 強制執行後の無資力

第 4 号 徴収停止後の期間経過

第 5 号 相続人不存在または相続放棄

第 6 号 消滅時効期間の満了

第 7 号 失踪、所在不明等